

地域密着型サービス 新規指定予定事業所（区内・相生の里）

1 指定について

介護保険法第78条の2等により、地域密着型サービス事業所については、区市町村が指定事務を基準に基づき行うこととされている。

区市町村は、指定を行うに当たって、介護保険法及び「人員、設備及び運営に関する基準」に照らし、サービス運営や内容について適切に審査を行い、地域密着型サービス運営委員会において意見を聴取した上で、基準に従って適正な事業運営を行うことが可能と考えられる事業者を指定しなければならない。

2 指定申請者（運営事業者）

名 称	SOMPOケア株式会社
代表者	代表取締役社長 鷺見 隆充
所在地	東京都品川区東品川四丁目12番8号
設立年月日	平成9年5月26日
事業内容	認知症高齢者グループホーム、C型軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所介護（デイサービス）、訪問介護、居宅介護支援、その他

3 施設概要

認知症高齢者グループホーム等複合施設「相生の里」は、PF1事業が令和7年9月30日に終了することに伴い、運営事業者選定委員会を経て決定した民間事業者に当該施設を貸し付け、当該事業者が認知症高齢者グループホーム等の運営を行うものである。

(1) 所在地 中央区佃三丁目1番15号

(2) 建物の規模等

SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）造
地上8階・地下1階

(3) 実施事業

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1階）

②認知症高齢者グループホーム（2階）

居室の定員 1人、18室、2ユニット（9名、9名）

③ヘルパーステーション（地下1階）

④居宅介護支援事業所（1階）

⑤介護専用型ケアハウス（3～7階）

居室の定員 1人、80室

⑥デイサービスセンター（8階）

定員 各日35人

(4) 事業開始年月日

令和7年10月1日（予定）

4 指定申請事業所概要

(1) 定期巡回随時対応型訪問介護看護

名 称	SOMPOケア あいおい 定期巡回
所 在 地	東京都中央区佃3-1-15 相生の里
事業所指定日	令和7年10月1日

※定期巡回ステーションあいおい(平成24年10月1日指定)の運営事業者の変更に伴う廃止のため、設備等及び従業者の職種等・配置状況は変更なし。

参考

〈設備等基準〉

①専用区画

事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設ける。

②機器等

利用者の心身の状況等の情報を把握・蓄積できる機器を備え、オペレーターに携帯させること

- ・利用者からの通報を、随時適切に受けることができる通信機器
- ・利用者が適切にオペレーターに通報できる端末機器

〈職種等及び人員基準（訪問看護サービスを外部連携で確保している場合）〉

職種等	人 員 基 準
管理者	専従かつ常勤（支障がなければ兼務可）
訪問介護員	・定期巡回サービス 必要数 ・随時訪問サービス サービス提供時間帯を通じて1人以上
オペレーター	・サービス提供時間帯を通じて1人以上 ・1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師
計画作成責任者	1人以上

〈サービス内容〉

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、1日複数回の定期訪問と随時の訪問その他の対応を行う。

(1) 定期巡回のサービス内容

オムツ交換、排せつ介助、体位変換、服薬介助、水分補給、服薬管理、定期的なモニタリング等、じょくそうの処置、安否確認等

(2) 随時対応のサービス内容

オペレーションセンターに利用者の介護情報等を把握できる情報機器を設置するとともに、24時間対応のオペレーターを配置し、利用者にはコール端末機を貸与して、随時オペレーターに連絡できるようにする。

オペレーターは、利用者の基本情報、緊急時の対応方法、過去の経緯等を確認しながら、コール内容を総合的かつ的確に判断し、必要に応じてヘルパーの訪問要請や看護師等へ対応の相談を行う。

(2) 認知症高齢者グループホーム(介護予防を含む)

名 称	SOMPOケア そんぽの家GHあいおい
所 在 地	東京都中央区佃3-1-15 相生の里
事業所指定日	令和7年10月1日

※グループホームあいおい(平成18年4月1日指定)の運営事業者の変更に伴う廃止のため、定員、設備等及び従業者の職種等・配置状況は変更なし。

参考

〈定員基準〉

- ・1ユニット 5人以上9人以下

〈設備等基準〉

- ・居室 床面積7.43m²以上
- ・設備 居間、食堂、台所、浴室、消防設備その他の非常災害に関して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける。

〈職種等及び人員基準〉

職種等	人 員 基 準
管理者	専従かつ常勤(支障がなければ兼務可)
従業者 介護職員	日中(夜勤の時間帯以外) 常勤職員に換算し、入所者数3人に対し1人以上 夜勤 2ユニット毎に1人以上
計画作成担当者	1人以上

5 「事業者の指定に当たって留意するべき事項」・・・参考 別紙